

「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方
(健全性政策基本方針)(案)」に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

1. 「財務会計や資本規制の観点から資産の質や資本の充分性に問題がなくても、本業で収益を上げられない金融機関は健全とはいえない」(15頁の14行目)について

地方銀行各行は、未曾有の金融緩和政策による超低金利環境の下、地域のお客様の多様化するニーズに応えながら地域の金融インフラとしての機能を安定・継続的に果たしていくため、証券や信託機能の強化など、グループの子会社も活用しつつ、持続可能なビジネスモデルを模索している。

15頁でいう「本業」とは、固有3業務だけではなく、銀行法により銀行や銀行グループが比較的安定した収益を上げうる業務全般を指すものと考えてよいか、確認したい。

2. 「ビジネスモデルの見直しや事業再構築が必要となる可能性が高い」(23頁の下から4行目)について

意見1.にあるとおり、超低金利環境下において、地銀各行は持続可能なビジネスモデルを模索している。

地銀各行が多様で主体的な創意工夫をこれまで以上に発揮し、こうした取り組みをさらに推し進めることができるよう、他の関係省庁とも連携し、地銀界からすでに提出している規制改革要望を含め、銀行グループの業務範囲規制の緩和の検討を速やかに進めていただきたい。

3. 「...当局と金融機関が対話するにあたり、リスクアペタイト・フレームワークの考え方を活用することについて、検討を進める」(33頁~34頁)について

地銀各行は、それぞれのビジネスモデルに即した統合的リスク管理態勢を

構築している。こうした中、今回のディスカッション・ペーパーにより、リスクアペタイト・フレームワークの導入が義務付けられるものではないことを確認したい。

そのうえで、「リスクアペタイト・フレームワークの考え方を活用」した対話において、論点となりうべき事項について、もう少し敷衍して示されることが望ましい。例えば、「進んで受け入れるべきリスクの種類や総量」に関する経営陣の認識や、それに即したリスク管理態勢のあり方等が論点の1つになると考えられるがどうか。

以 上